

【基礎点数】

保育の必要な事由				基礎点数			
				父	母		
①就労	被 雇 用 者	就 労 時 間	月160時間以上	週40時間以上	20	20	
			月120時間以上160時間未満	週30時間以上	18	18	
			月90時間以上120時間未満	週22.5時間以上	16	16	
			月60時間以上90時間未満	週15時間以上	14	14	
	自 営 協 力 者 （ 事 業 専 従 者 ）	就 労 時 間	月160時間以上	週40時間以上	20	20	
			月120時間以上160時間未満	週30時間以上	18	18	
			月90時間以上120時間未満	週22.5時間以上	16	16	
			月60時間以上90時間未満	週15時間以上	14	14	
	添 付 書 類	【事業主・業務委託】添付書類として確定申告書の写し以外（開業届その他の公的書類）を提出する場合 ※開業後間もない場合等、やむを得ない場合を除く			-1	-1	
		【専従者】添付書類として確定申告書の写し以外（事業専従者給与に関する届出等）を提出する場合 ※事業専従者の届出直後等、やむを得ない場合を除く					
	（ 事 業 専 従 者 以 外 ）	就 労 時 間	月160時間以上	週40時間以上	16	16	
			月120時間以上160時間未満	週30時間以上	14	14	
			月90時間以上120時間未満	週22.5時間以上	12	12	
			月60時間以上90時間未満	週15時間以上	10	10	
		添 付 書 類	添付書類として「青色申告決算書」「（白色申告）収支内訳書」等の給与支払実績がわかる公的書類以外を提出する場合			-2	-2
			申込時点で添付書類を提出できない場合。ただし、入所後に提出が必要。			-4	-4
内職者	添付書類がある場合			10	10		
	添付書類がない場合。ただし、入所後に提出が必要。			7	7		
共通調整 就労予定（派遣先未定・勤務時間増予定）				-2	-2		

【指数調整】

区 分			調整点
世帯の状況	1	ひとり親家庭(離婚・未婚・死別・行方不明・拘禁・離婚調停中の別居) 又は両親不存在 ※離婚協議中は除く	5
	2	里子を養育している世帯	3
	3	保護者が、保育士・幼稚園教諭・保育教諭など保育・幼児教育に従事(就労事由に限る) ※保護者2名が保育士の場合も3点	3
	4	生活保護世帯(就労・求職活動・就学により自立支援につながる場合)	2
	5	申請時、北名古屋市内に住民登録がなく、今後北名古屋市内に住所を置く確認書類が未提出の場合	-5
保育の手段	5	在園児が転園を希望する場合(直近の現況調査において保育を必要とする事由について確認できていない場合には加算なし)	2
		求職活動事由以外の申込をする場合であり、既に保育の必要な事由(求職活動を除く)がある状態で、新規申込児童を有償(幼児教育・保育無償化、多子軽減等での無償を含む)で、施設又は親族以外の者に月60時間以上預けていて、入所直前まで継続して預ける見込みがある場合	
		育休・産休明けの復職で新規申込する場合(申込時は自宅保育) ※保護者2名が育休の場合も2点	
きょうだいの状況	6	3歳以上児が幼児のきょうだいと同一の保育施設の利用を希望する場合(0~2歳児の多胎児同時入所を含む) ※きょうだいが認定こども園の1号認定で利用中又は利用申込中の場合を含む(施設の証明がある場合のみ)	3
	7	上記以外できょうだい同一の保育施設の利用を希望する場合 ※きょうだいが認定こども園の1号認定で利用中又は利用申込中の場合を含む(施設の証明がある場合のみ)	1
	8	申込児童は、18歳未満の児童を3人以上養育している家庭の3人目以降児である	1
小学校区	9	3歳以上児が小学校区の保育施設を希望する場合	2
地域型保育	10	市内小規模保育事業所を利用する児童(2歳児)が3歳児に上がる際に転園を希望する場合 (直近の現況調査において保育を必要とする事由について確認できていない場合には加算なし)	5
保育料等滞納	11	保育料・給食費・延長保育料等を滞納し、計画納付をしていない場合(きょうだい分含む)	-10
内定辞退	12	同一年度に内定を辞退している場合	-3

【優先順位】 合計点数が同点の場合、以下の順に優先します。

1	きょうだい同一施設への利用が見込める場合
2	当該施設の希望順位が高い場合
3	基礎点数が高い場合
4	父母のいずれかが単身赴任をしている場合
5	小学校区の保育施設及び自宅から直線距離で500m以内の保育施設を希望する場合(0~2歳児の場合のみ)

6	養育する18歳未満の児童数(住基上の同一世帯に限る)が多い場合
7	育児休業取得により市内認可保育施設を退所し、復職時に利用申込みをする場合
8	世帯状況等を鑑み、より保育が必要であると判断される場合

【備考】

申込書の「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業も許容できる」にチェックを付けた場合、点数に関係なく利用調整の順番を最後とします。

基礎点数			+	調整点	=	合計点
父	母	計				